

平成18年9月定例会会議録（第3号）

平成18年9月7日 木曜日 午前10時00分開議

大 沼 久 議 長 蒲 生 光 男 副議長

出 席 議 員 （19名）

1 番	我 妻	昇	議員	2 番	内 谷	重 治	議員
3 番	大 道 寺	信	議員	4 番	谷 口	栄 子	議員
5 番	佐々木	謙 二	議員	6 番	安 部	隆	議員
7 番	町 田	義 昭	議員	9 番	蒲 生	光 男	議員
10 番	渋 谷	佐 輔	議員	11 番	高 橋	孝 夫	議員
12 番	鈴 木	武 次	議員	13 番	小 関	勝 助	議員
14 番	鈴 木	良 雄	議員	15 番	鈴 木	小 市	議員
16 番	藤 原	民 夫	議員	17 番	蒲 生	吉 夫	議員
19 番	島 田	友 市	議員	20 番	鈴 木	新 助	議員
21 番	大 沼	久	議員				

+

欠 席 議 員 （2名）

8 番 島 谷 政 一 議員 18 番 佐々木 榮 七 議員

説 明 の た め 出 席 し た 者

目 黒 栄 樹 市 長	長谷部 宇 一 助 役
佐 藤 義 夫 収 入 役	総務課長兼選挙管
松 本 弘 財 政 課 長	理委員会事務局長
中 井 晃 税 務 課 長	企 画 調 整 課 長
船 山 祐 子 健 康 課 長	小 泉 良 一 市 民 課 長
高 橋 信 夫 会 計 課 長	平 英 一 福 祉 事 務 所 長
飯 田 武 志 監 査 委 員	金 田 寿 一 消 防 主 幹
大 滝 昌 利 教 育 長	田 中 勝 男 教 育 委 員 長
小 関 秀 一 農 業 委 員 会 会 長	安 部 嘉 徳 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
齋 藤 理 喜 夫 商 工 観 光 課 長	梅 津 和 士 農 林 課 長
	浅 野 敏 明 建 設 課 長

梅 津 敏 昭 管 理 課 長 那 須 宗 一 文化生涯学習課長
遠 藤 正 明 農 業 委 員 会 事 務 局 長 鈴 木 要 一 郎 水 道 事 業 所 長
堀 邦 夫 学 校 給 食 共 同 調 理 場 長 沼 澤 厚 子 監 査 委 員 事 務 局 長

事 務 局 職 員 出 席 者

佐 藤 仁 議 会 事 務 局 長 児 玉 行 宏 補 佐
五十嵐 恵美子 主 任 塚 田 知 広 主 事

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 1 8 年 9 月 7 日 木 曜 日 午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

- 日程第 1 市政一般に関する質問
16番 藤 原 民 夫 議 員
1番 我 妻 昇 議 員

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議事日程 (第 3 号) に同じ

開 議

○大沼 久議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、8番、鳥谷政一議員、18番、佐々木榮七議員の2名であります。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、山形新聞社長井支社長からパソコン使用についての申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○大沼 久議長 日程第1、市政一般に関する質問を昨日に引き続き行います。

藤原民夫議員の質問

○大沼 久議長 それでは、順次ご指名いたします。

順位5番、議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

○16番 藤原民夫議員 おはようございます。

私は、障害者自立支援法が4月1日から実施されたことに伴って出されている数々の問題点について、また、それに伴う施策計画について、福祉事務所長並びに健康課長にお尋ねをするも

のであります。

なお、質問の通告用紙に書き忘れましたが、市長の答弁もぜひよろしくお願ひしたいことを議長によろしくお願ひします。

障害者自立支援法は、障害者福祉にも自己責任と競争原理を徹底して、国の財政負担の削減を推し進めようとする小泉構造改革のもとで、多くの問題点を抱える制度となっているのであります。とりわけ重大な問題は、利用料は能力に応じて負担するというこれまでの応能負担原則を、利用したサービス量に応じて負担するという応益負担へと転換したことであります。

障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を益とみなして負担を課すという応益負担は、憲法や福祉の理念に反するものであります。

障害が重い人ほど負担が重くなり、負担に耐えられない障害者はサービスを受けられなくなる事態が起きることは必至であります。だからこそ、障害者自立支援法の成立には、障害者や家族の反対運動が空前の規模で全国に広がったのであります。

法案は成立いたしました。国や自治体には、憲法25条が保障する障害者が人間らしく生きる権利を守る責任があるのであります。

昨年12月議会で行った私のこの問題についての目黒市長の答弁は、「障害者の方は、サービスの量的拡大をしていく上では、障害者本人の方の負担は避けられないものだ」と、こういう実態を知ろうとしない答弁をなされております。

さて、これまで障害者施策の利用料負担は、前年の所得に応じた応能負担に基づいて決定されてきたわけであり。これを障害者自立支援法では、サービスを利用した量に応じて負担する応益負担に切りかえるとともに、施設で提供される食費や入所施設の光熱水費、日用品費などを全部自己負担にすることといたしました。

もともと応益負担は、障害者福祉とは相入れ